

重要事項説明書 別紙

* 本事業所は、専門性の高い人員を配置し、訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を図るとともに、地域における介護サービスの向上を目的としている事業所とし、「特定事業所加算」を受けています。

そのため、介護保険給付について、所定単位数の100分の10に相当する加算の報酬を受け取っており、利用者負担に関してもその分を反映することとされています。

従って、加算を受けていない事業所に比べて10%増しの下記利用料金となっています。

訪問介護費	基本単位	特定事業所加算Ⅱ算定単位	基本料金(利用者負担金)			
			1割負担	2割負担	3割負担	
イ・身体介護	(1) 20分未満	166単位	183単位	183円	366円	549円
	(2) 20分以上30分未満	249単位	274単位	274円	548円	822円
	(3) 30分以上1時間未満	395単位	435単位	435円	870円	1,305円
	(4) 1時間以上	577単位 (30分を増すごとに+91単位)	635単位 (30分を増すごとに+100単位)	635円 (30分を増すごとに+100円)	1,270円 (30分を増すごとに+200円)	1,905円 (30分を増すごとに+300円)
	身体介護(2)~(4)に引き続き生活援助を行った場合所要時間が20分から起算して25分を増すごとに	30分を増すごとに+66単位 (198単位を限度)	30分を増すごとに+73単位 (218単位を限度)	30分を増すごとに+73円 (218円を限度)	30分を増すごとに+146円 (436円を限度)	30分を増すごとに+219円 (654円を限度)
ロ・生活援助	20分以上45分未満	182単位	200単位	200円	400円	600円
	45分以上	224単位	246単位	246円	492円	738円

加算および減算	基本単位	基本料金(利用者負担金)		
		1割負担	2割負担	3割負担
通常時間外加算(夜間)	所定単位数+25/100			
通常時間外加算(早朝)	所定単位数+25/100			
通常時間外加算(深夜)	所定単位数+50/100			
二人対応訪問介護加算	所定単位数+200/100			
訪問介護同一建物減算1	所定単位数 × 90/100			
緊急時訪問介護加算	1回につき+100単位	+ 100円	+ 200円	+ 300円
初回加算	1月につき+200単位	+ 200円	+ 400円	+600円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき 所定単位数×137/1000			
特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき 所定単位数×63/1000			

※訪問介護同一建物減算および介護処遇改善加算、特定処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります